

# 次期計画の策定スケジュールについて

年度	令和元年度			令和2年度			
県	第3次奈良県男女共同参画計画(平成28年度～令和2年度)				次期計画 骨子案検討 (~8月)	次期計画案 検討(~11月)	パブコメ (~1月初旬)
	「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」の実施(9/13～27)	調査結果とりまとめ(~1月)	第3次奈良県男女共同参画計画の推進状況公表(11月)		第3次奈良県男女共同参画計画の推進状況公表		パブコメ修正対応(~1月)
会議	7/24 奈良県男女共同参画県民会議	11/1 奈良県男女共同参画審議会		7月 奈良県男女共同参画県民会議	8月 奈良県男女共同参画審議会	10月 奈良県男女共同参画県民会議	11月 奈良県男女共同参画審議会
国	第4次男女共同参画基本計画(「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」:平成28年度～令和2年度)						
法規定	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正(公布:令和元年6月5日)	男女共同参画会議	「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」素案の決定 ↓ パブコメ、地方公聴会	「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」答申	次期計画(案)の諮問・答申 ↓ 閣議決定		
	◆男女共同参画社会基本法(抜粋) <都道府県:第14条第1項→義務規定> ・都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(都道府県男女共同参画計画)を定めなければならない。 <市町村:第14条第3項→努力規定> ・市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)を定めるよう努めなければならない。	◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抜粋) <都道府県:第6条第1項→努力義務> ・都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。 <市町村:第6条第2項→努力義務> ・市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。					

本計画は、男女共同参画基本法と奈良県男女共同参画推進条例に基づく「都道府県男女共同参画計画」および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「都道府県推進計画」として位置づけ予定